

オゾン層保護法に基づく 破壊数量確認手続きについて

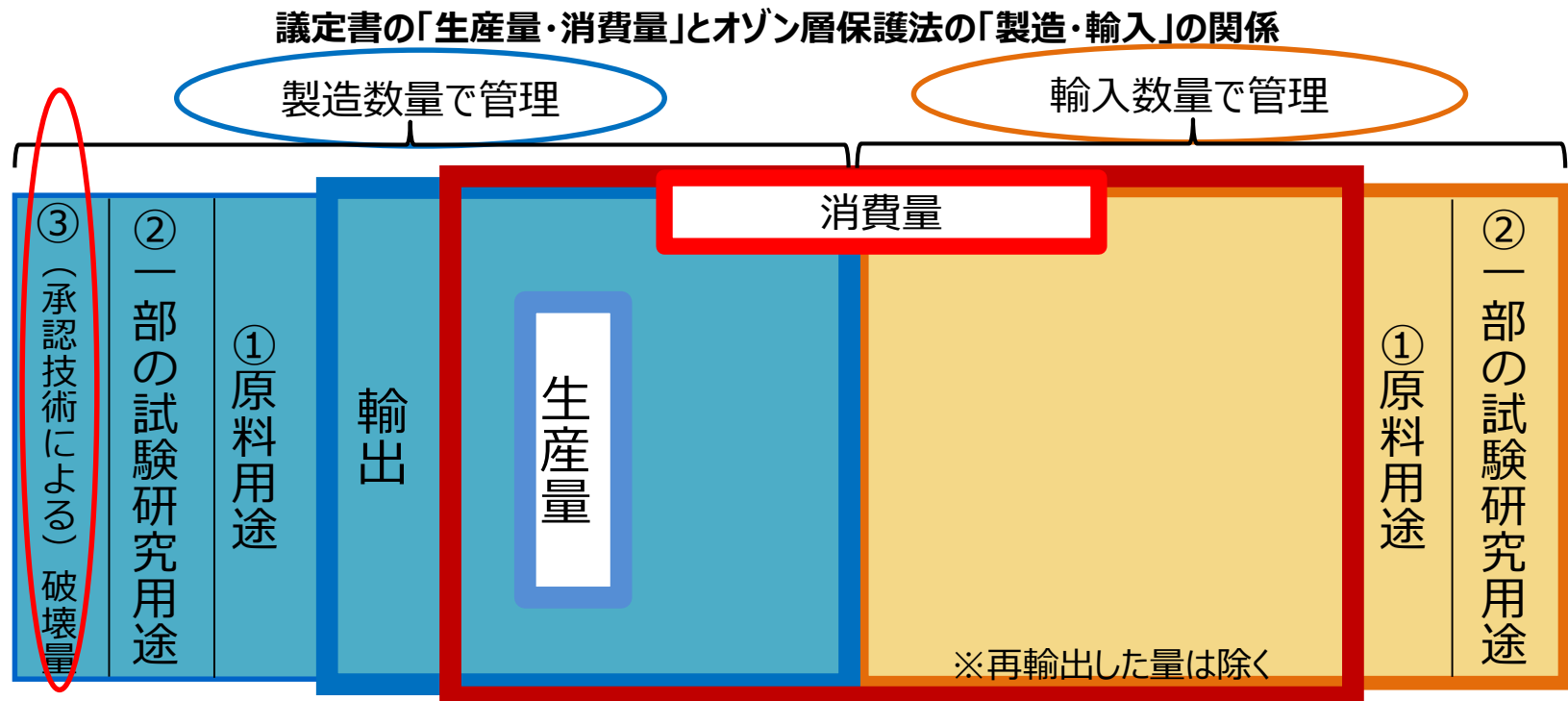
令和2年2月14日

経済産業省 製造産業局

化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

オゾン層保護法における製造数量の確認について

- モントリオール議定書では、「生産量」及び「消費量（生産量 + 輸入量 - 輸出量）」での削減を義務付けているが、この「生産量」からは、「承認された技術によって破壊された量」と「他の物質の製造の原料として完全に使用された量」は除外される。（他の物質になりオゾン層や温暖化に悪影響を及ぼさないため。）
- 我が国は、オゾン法保護法上で、この生産量から除外される量も、一旦は、各社に割当てた製造数量内で管理し、「承認された技術によって破壊されたこと」や「他の物質の製造工程で原料として使用されたこと」を、国が確認した場合にのみ、その数量分を再製造することが出来るという仕組みとしている。
- これまで、「他の物質の製造工程で原料として使用されたこと」の確認手続き（以下、「原料用途確認」という。）は、既に運用しているが、「承認された技術によって破壊されたことの確認手続き（以下、「破壊数量確認」という。）は、締約国会議で技術が承認されていなかったため未運用である。



モントリオール議定書締約国により承認された技術（HFC）

○ HFC（議定書附属書F）の「承認された技術」は、2018年11月に行われた第30回モントリオール議定書締約国会議（MOP30）において承認が決議された。

○附属書Fグループ I の物質：（HFC-23以外の17物質）
セメントキルン、ガス・ヒューム酸化、液中燃焼、多孔性熱反応、リアクタークラッキング、ロータリーキルン焼却、アルゴンプラズマアーク、窒素プラズマアーク、ポータブルプラズマアーク、水素および二酸化炭素との化学反応、ガス相触媒脱ハロゲン、過熱蒸気反応

○附属書Fグループ II の物質：（HFC-23）
ガス・ヒューム酸化、液中燃焼、リアクタークラッキング、ロータリーキルン焼却、アルゴンプラズマアーク、窒素プラズマアーク、水素および二酸化炭素との化学反応、過熱蒸気反応



今後、削減が進む中で、再生の取組と併せて、こうした制度の活用も想定されるため、破壊数量確認手続きを整備することとしたい。

HFCの破壊数量確認の手續きの基本的な考え方

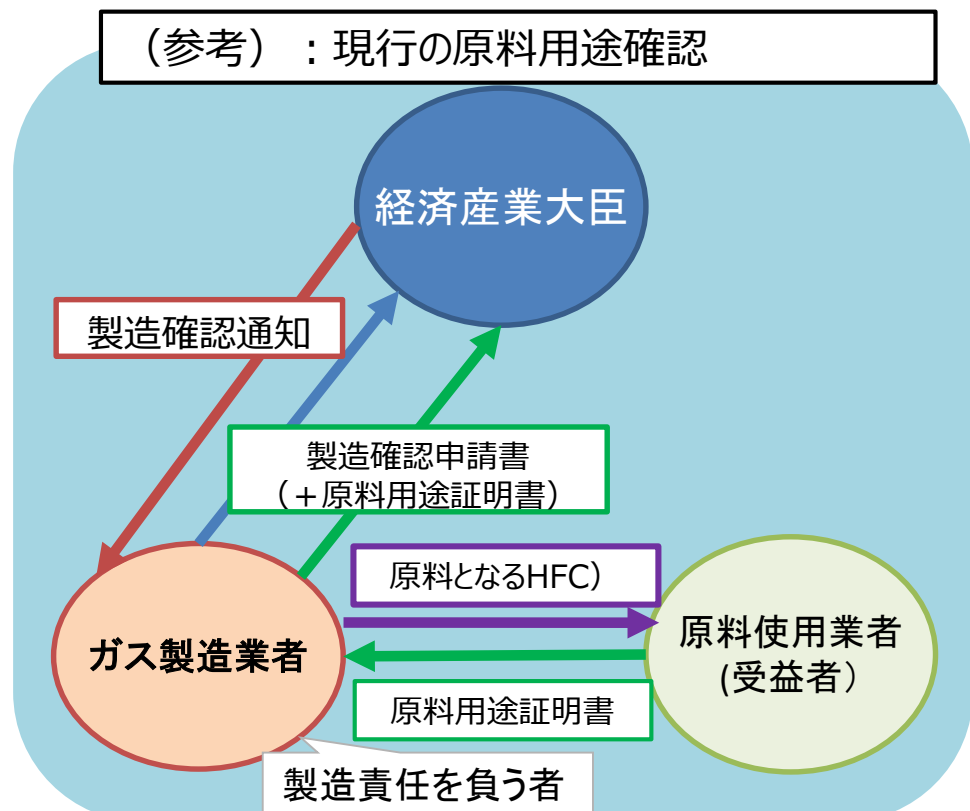
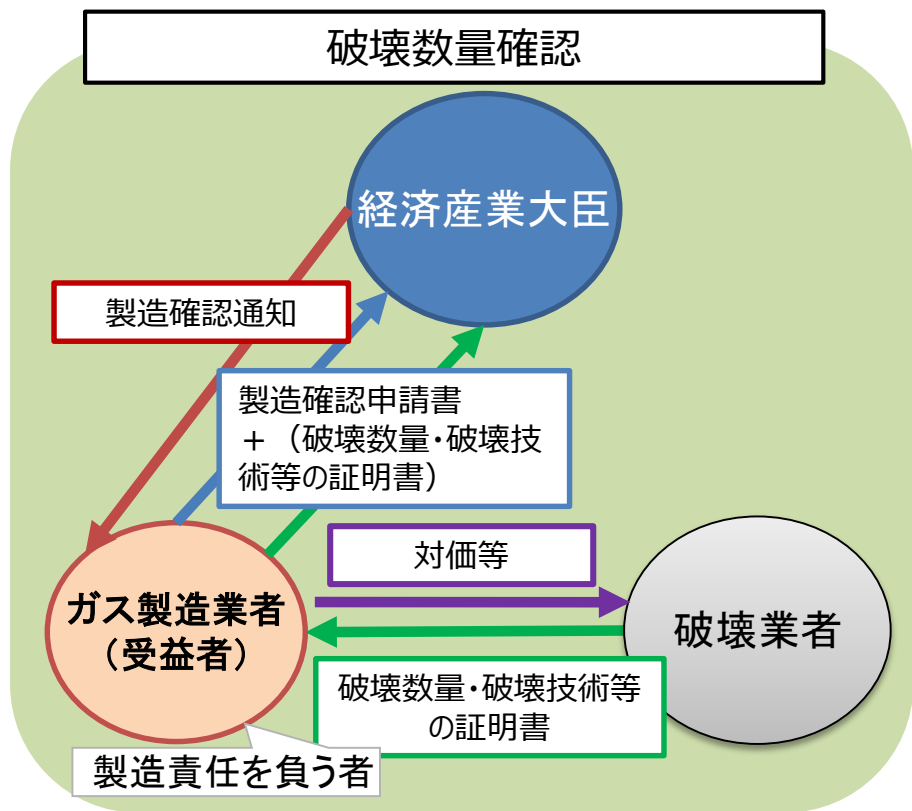
○法律上の位置づけは「破壊数量確認」は「原料用途確認」と同じであるため、基本的に同様の考え方とする。

①破壊業者から提出された「破壊数量・破壊技術等の証明書」の破壊数量を基に、ガス製造業者が「製造確認申請書」を作成し、「破壊数量・破壊技術等の証明書」とともに経産大臣に提出。

②経産大臣は提出された「破壊数量・破壊技術等の証明書」及び「製造確認申請書」を確認し、製造確認を通知。

・原料用途確認の受益者は証明書の発行で原料を入手できる原料使用業者。他方、破壊数量確認の受益者は破壊証明分を製造可能なガス製造業者。

・証明書の発行には、新たな設備投資や工程増が想定される。当面想定される事業者は、受益者であるガス製造業者が破壊業者を兼ねる場合に限られる。



HFCの破壊数量確認の手續きの制定及び今後の運用

- モントリオール議定書の締約国で「承認された技術」は、今後、経産省・環境省令により規定する。
- 破壊業者がガス製造業者に提出する「破壊数量・破壊技術等の証明書」に記載すべき事項は、「原料用途証明書」と同様の考え方で、今後、経産省令により定め、破壊数量確認にかかる手續きを確立する。
 - 破壊した者の名称、住所、代表者の氏名、破壊した年月日
 - 破壊したガスの種類、数量、計測した時期及び方法
 - 破壊効率及び破壊効率の計算根拠
 - 破壊に係る設備の場所、設備の処理能力、破壊技術及び当該設備の設置図面等
- これらのうち、「破壊したガスの種類、数量」は、モントリオール議定書の締約国の決議で、①ガス種及びガス含有率は、サンプリング分析による計測が求められていることや、②個々の容器に対する流量計又は連続記録計量機器を使用して計測することが推奨されていることを踏まえ、これに準拠した計測（例えば、ガス種やガス含有率は容器ごとにガスクロマトグラフィーで計測する、ガス量は容器ごとに流量計等を用いて計測する等）結果を記載することとし、製造責任を負うガス製造業者が記載内容を厳密にチェックし、国がそれを審査することとする。
- また、経産省・環境省令で定められた破壊技術と、実際の破壊業者の破壊技術が一致しているか、国は必要に応じ現地調査を行い、技術的に検証する必要がある。
- こうした具体的運用ルールは、経産省令の制定と並行して、関係者間において、今後検討。

(参考) HFCの破壊数量確認の具体的な確認の運用のイメージ図

- ガス種の判別・含有率については、ガスクロマトグラフィー等により成分分析を行う。
- ガス量の計測については、①流量計又は②破壊前後計測差を用いる。
- 破壊効率については、排ガスの成分分析等で証明を行う。
- 破壊技術について、締約国が承認した技術かどうか現地確認を行う。

※詳細な運用ルールは、今後、関係者間で検討の上決定。

